

■ 今月のポイント**建設事業主に対する助成金 ④**

建設業が様々な用途で活用できる「助成金」が政府（厚生労働省）より交付されています。

今月は「人材開発支援助成金（人材育成支援コース + 建設労働者認定訓練コース）」についてです。

建設事業主に対する助成金**1. 人材開発支援助成金（人材育成支援コース）**

建設労働者の技能の向上を図るために、「認定職業訓練」を受講させませんか？

→ 雇用する建設労働者に職業訓練を受講させると、助成が受けられる制度です。

① 対象訓練は？

・職務に関連した知識・技能を習得させるためのOFF-JTを10時間以上行った場合

建設関連の訓練（一例） 普通職業訓練 普通課程

機械整備系	建設機械整備科
建築施工系	木造建築科、枠組壁建築科、とび科、鉄筋コンクリート施工科、プレハブ建築科、建築設計科
建築外装系	屋根施工科、防水施工科、ストレート施工科、防水施工科、サッシ・ガラス施工科、建築板金科
土木系	さく井科、土木施工科、測量・設計科
揚重運搬機械運転系	クレーン運転科、建設機械運転科

② 助成額は？**資金の助成**

760円／1時間

受講経費の助成

支給対象経費の45%

**2. 人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース）****③ 助成要件は？**

・人材開発支援助成金（人材育成支援コース）の支給決定を受けていること

④ 助成額は？**資金の助成**

3,800円／日

建設労働者認定訓練コースは、
人材育成支援コースの
上乗せ助成 です！

⑤ スケジュール

人材開発支援助成金の申請方法や助成額などの詳細については、都道府県労働局または最寄りのハローワークまでお問い合わせください。

◆次回は、トライアル雇用助成金を詳しく解説していきます！